新しい道路標識が登場しました。

タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め

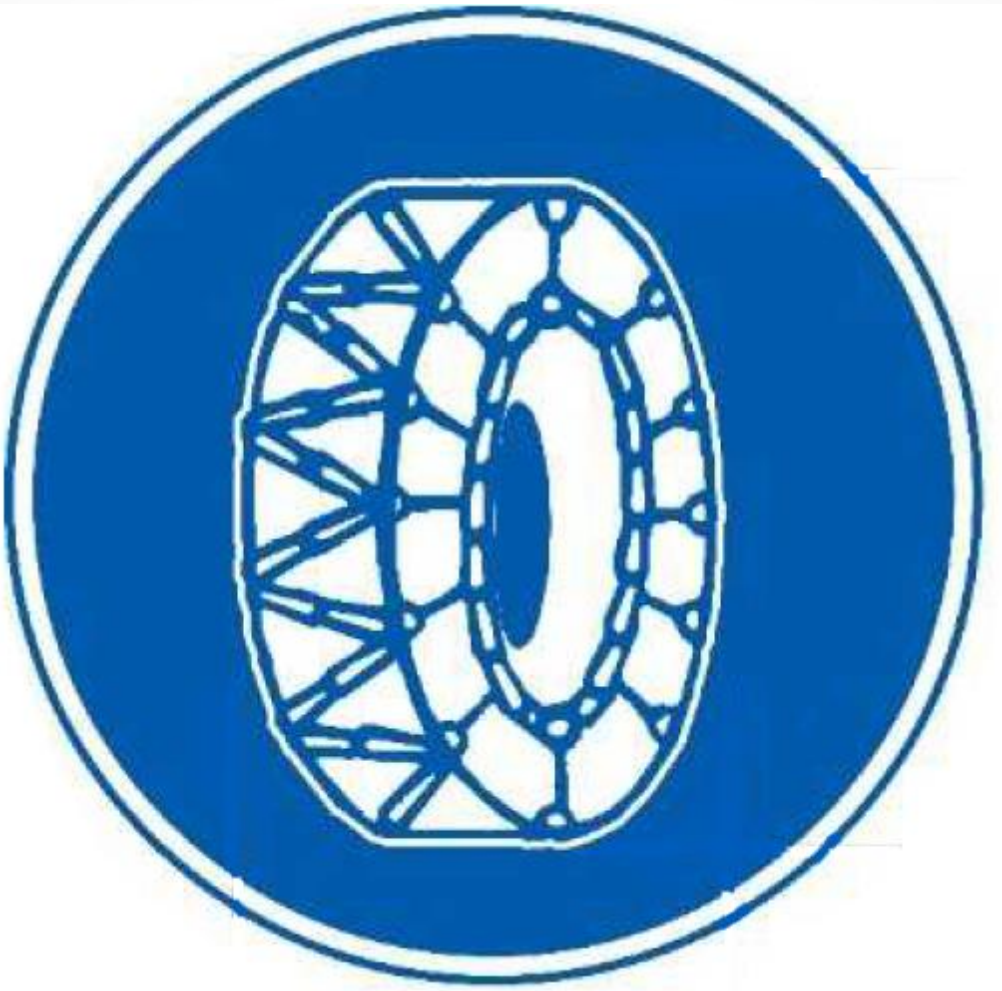

長崎県警察本部
交通部交通規制課

大雪の際に立ち往生による車の滞留や交通事故を防止する目的で新たに登場した道路標識です。

この道路標識がある区間ではタイヤチェーンを装着している車しか通行することができません。

大雪特別警報や大雪に関する緊急発表が行われるような異例の降雪時に、警察又は道路管理者がこの道路標識を設置して交通規制を実施する可能性があります。

詳しくは、国土交通省ホームページ「チェーン規制Q＆A」をご覧下さい。